

新型コロナウイルス感染症に係る施設利用及びイベント等実施方針（暫定版）

2020. 3. 11 策定 2020. 4. 3 改定 2020. 4. 18 改定 2020. 5. 28 改定
 2020. 3. 23 改定 2020. 4. 14 改定 2020. 5. 6 改定 2020. 7. 6 改定
 2020. 3. 31 改定 2020. 4. 17 改定 2020. 5. 20 改定

区分	方針								
1 施設の利用	<p>(1) 発熱、風邪等の症状がある場合は、施設の利用を不可</p> <p>(2) (1)に該当しない場合は、施設利用に応じて次の感染予防対策を利用者が行った上で利用可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗い及び手指消毒の実施 ・ラケット等の個人で持ち込み可能な用具類の持参 ・中央競技団体等が競技別に定める感染拡大予防ガイドライン等に従ってスポーツ競技を行う場合を除き、人と人との間にはできる限り 2m、前後に並んで歩く場合には 5m 程度、前後に並んで走る場合には 10m 程度の距離の確保。これらの距離の確保が困難である場合は、マスクの着用 ・飲食を行う場合は、大皿の使用（トング等を使用する場合を除く。）、グラスの回し飲みなどを行わないこと。 ・発声等を行う場合は、客席等との十分な距離を確保するなどの対策の実施 ・施設内でイベント等を主催する場合には、「2 イベント等の実施」に記載する基準の遵守 								
2 イベント等の実施	<p>(1) 次の表の期間に応じ、それぞれ記載するいずれかのイベント等に該当する場合は、中止又は延期</p> <table border="1" data-bbox="344 815 1722 1131"> <thead> <tr> <th data-bbox="344 815 804 887">令和 2 年 7 月 9 日まで</th> <th data-bbox="804 815 1263 887">令和 2 年 7 月 10 日から 同月 31 日まで</th> <th data-bbox="1263 815 1722 887">令和 2 年 8 月 1 日以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="344 887 804 1131"> <ul style="list-style-type: none"> ・[屋内] 収容定員の半分を超える参加人数となるもの ・[屋外] 1,000 人を超える参加人数となるもの ・全国的又は広域的な人の移動が見込まれるもの ・「三つの密」が回避できないもの </td> <td data-bbox="804 887 1263 1131"> <ul style="list-style-type: none"> ・[屋内] 収容定員の半分を超える参加人数となるもの ・[屋外] 5,000 人を超える参加人数となるもの ・全国的又は広域的な人の移動が見込まれるもの ・「三つの密」が回避できないもの </td> <td data-bbox="1263 887 1722 1131"> <ul style="list-style-type: none"> ・[屋内] 収容定員の半分を超える参加人数となるもの ・「三つの密」が回避できないもの </td> </tr> </tbody> </table>			令和 2 年 7 月 9 日まで	令和 2 年 7 月 10 日から 同月 31 日まで	令和 2 年 8 月 1 日以降	<ul style="list-style-type: none"> ・[屋内] 収容定員の半分を超える参加人数となるもの ・[屋外] 1,000 人を超える参加人数となるもの ・全国的又は広域的な人の移動が見込まれるもの ・「三つの密」が回避できないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・[屋内] 収容定員の半分を超える参加人数となるもの ・[屋外] 5,000 人を超える参加人数となるもの ・全国的又は広域的な人の移動が見込まれるもの ・「三つの密」が回避できないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・[屋内] 収容定員の半分を超える参加人数となるもの ・「三つの密」が回避できないもの
令和 2 年 7 月 9 日まで	令和 2 年 7 月 10 日から 同月 31 日まで	令和 2 年 8 月 1 日以降							
<ul style="list-style-type: none"> ・[屋内] 収容定員の半分を超える参加人数となるもの ・[屋外] 1,000 人を超える参加人数となるもの ・全国的又は広域的な人の移動が見込まれるもの ・「三つの密」が回避できないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・[屋内] 収容定員の半分を超える参加人数となるもの ・[屋外] 5,000 人を超える参加人数となるもの ・全国的又は広域的な人の移動が見込まれるもの ・「三つの密」が回避できないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・[屋内] 収容定員の半分を超える参加人数となるもの ・「三つの密」が回避できないもの 							

- | | |
|--|--|
| | <p>(2) (1)のいずれにも該当しない場合は、イベント等に応じて次の感染予防対策を主催者が行った上で実施</p> <ul style="list-style-type: none">・発熱、風邪等の症状がある者への参加の自粛要請（看板設置等による呼びかけ）・手指消毒剤等の設置・共有する物品又は設備の消毒・ラケット等の個人で持ち込み可能な用具類の持参の要請・中央競技団体等が競技別に定める感染拡大予防ガイドライン等に従ってスポーツ競技を行う場合を除き、人と人との間にはできる限り 2m、前後に並んで歩く場合には 5m 程度、前後に並んで走る場合には 10m 程度の距離の確保。これらの距離の確保が困難である場合は、マスク着用の要請、間仕切りの設置、入場規制などの措置を実施・飲食の提供を行う場合は、試食販売、大皿での提供（トング等を使用する場合を除く。）、グラスの回し飲みを行わないことなどの周知・発声等を行う場合は、客席等との十分な距離を確保するなどの対策の実施・キャッシュレス決済、コイントレイの使用、手配りによるパンフレット配布の回避などの接触感染防止対策の実施・参加者の滞留時間が概ね 30 分を超えるイベント等の場合は、参加者名簿の作成（参加者が特定できるものを除く。） |
|--|--|

※ 「三つの密」とは、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更）（新型コロナウイルス感染症対策本部決定））P7 に記載する、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という 3 つの条件をいう。

※ 東京都在住の方が施設を利用又はイベント等に参加する場合、住所、氏名を確認し、あわせて行動履歴の記録等を依頼する。